

令和8年7月8日 制定

## 大阪スーパーシティフィールド認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪スーパーシティフィールド認証について必要な事項を定める。

(認証申請)

第2条 大阪のスーパーシティに係るフィールドにおける事業（企業等がその先端的サービスに関してスーパーシティ型国家戦略特別区域制度を活用して行う規制・制度改革提案及びそのために必要となる実証ないし実装その他これに必要な事業（大阪市内で実施するものに限る。）をいう。以下「フィールド事業」という。）の支援を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、大阪府知事及び大阪市長に申請して、大阪府知事及び大阪市長の認証を受けることができる。ただし、申請にあたっては、大阪府知事及び大阪市長と事前協議するものとする。

2 大阪府知事及び大阪市長は、前項の申請があった場合において、その申請が次の各号に掲げる基準に適合すると、大阪府知事及び大阪市長が認めるときは、認証を行った旨を様式第1号により通知し、基準に適合しないと認めるときは、様式第2号により通知するものとする。

(1) 次のすべてに該当すること

ア 申請者が法人格を有すること。ただし、事業共同体その他これに類するもの（以下「事業共同体等」という。）が申請者となる場合はこの限りでない。この場合において、事業共同体等を構成するすべてのものが法人格を有するものであること

イ 申請者がフィールド事業を行う区域（以下「フィールド」という。）に係る関係機関（フィールドを管轄する行政機関又はフィールドに係る地権者をいう。以下「関係機関」という。）と連携し、フィールド事業の支援のうち、フィールド事業に必要な具体的な場所の確保及びその提供、その他協力を行うことについて、合意形成を図ることができる体制及び能力を有していること

ウ 申請者（申請者が事業共同体等であるときは、当該事業共同体等を構成するすべての者）は大阪府内にフィールド事業を支援するための事業所又はその他の拠点を有していること

エ フィールドを次のものに限定していないこと

(ア) 特定の者のみを対象として便益等を提供する施設及びその敷地

(イ) 単独の施設及びその敷地

オ 申請者が事業共同体等である場合であって関係機関が当該事業共同体等に参画していること、又は申請者が行おうとするフィールド事業の支援につき、関係機関からフィールド事業に必要な具体的な場所の確保及び提供、その他協力若しくは連携を行うこ

とについての同意書を取得していること

カ フィールド事業の支援を着実に遂行するために十分な体制及び能力として、次のものに該当すること（申請者が事業共同体等であるときは、当該事業共同体等を構成する全ての者が次のものに該当すること）

事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過又は直近3年間連続で最終収支において損失を計上していないこと。ただし、当該状態が改善される見込みである旨の誓約書（代表者印の押印のあるものに限る。）の提出がなされたときはこの限りでない。なお最終収支とは損益相当額や収支差額などを指す。）

(2) 次のいずれにも該当しないこと（申請者が事業共同体等であるときは、当該事業共同体等を構成するすべての者が次のいずれにも該当しないこと）

ア 税に未納のある者

イ 不正又は不誠実行為をするおそれがあると認められる者

ウ 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始の決定がなされている者

エ 第6条第5項による認証の取消しを通知した日から5年を経過しない者

オ 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

キ 代表者又は役員のうち、次の項目に該当する者があるもの

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者

(イ) 法第32条第1項第2号又は4号に該当する者

(ウ) 罰金以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）により懲役又は禁錮刑に処せられた者を含む。）であって、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

3 第1項の申請には、認証申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、大阪府知事及び大阪市長に提出しなければならない。

(1) 運営体制表（実際に事業に参画する人員数、全員の氏名及び連絡窓口がわかるもの）

(2) 対象地域図

(3) 前項第2号アからキまでのいずれにも該当しないこと、第4条及び第5条、その他本要綱に定める事項を遵守する旨の誓約書（様式第4号）

(4) 直近3年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(5) フィールド事業を行う具体的な場所の確保その他協力又は連携の実施についての関係機関の同意書(様式第5号)。ただし、関係機関が事業共同体等に参画しない場合に限る。

(認証の公表及び表示)

第3条 大阪府知事及び大阪市長は、前条第2項の認証をしたときは、認証に係る状況を速やかに公表するものとする。

2 前条第2項の認証を受けた者(以下「フィールドコーディネート団体」という。)は、フィールド及びフィールド事業の支援について、「大阪スーパーシティ認証フィールド」及び「大阪スーパーシティ認証フィールドコーディネート団体」の名称を用いることができる。

(変更認証手続き等)

第4条 フィールドコーディネート団体は、第2条の申請内容に変更があるときは、様式第6号により大阪府知事及び大阪市長に変更の申請を行い、大阪府知事及び大阪市長の認証を受けなければならない。ただし、法人住所・代表者名・連絡先等その他変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第2条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、前項の認証について準用する。この場合において、変更がないフィールド事業の範囲又は内容に係る書類は、その添付を省略することができる。

3 フィールドコーディネート団体は、第1項ただし書の軽微な事項を変更したとき又はフィールド事業の全部を廃止したときは、その日から10日以内に、様式第7号により、その旨を大阪府知事及び大阪市長に届出なければならない。

4 フィールドコーディネート団体は、第2条第2項第2号アからキまでのいずれかに該当するに至ったときは、その旨を大阪府知事及び大阪市長に届出なければならない。

(事業報告等)

第5条 フィールドコーディネート団体は、事業年度(毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。以下同じ。)ごとに、様式第8号により、事業実績報告書を作成し、毎事業年度経過後1月以内に、大阪府知事及び大阪市長に提出しなければならない。

2 大阪府知事及び大阪市長は、本要綱の実施に必要な限度において、フィールドコーディネート団体に対し、そのフィールド事業の支援に関し、必要な報告を求めることができる。

3 大阪府知事及び大阪市長は、前項の報告がないとき若しくはその報告があった場合においてその内容に疑いがあると認めるとき又はフィールドコーディネート団体が第2条第2項第1号の基準に適合しなくなったと認めるときは、当該フィールドコーディネート団体に対し、期限を定めて、改善を求めることができる。

(認証の取消し等)

第6条 第4条第3項の届出のうち、フィールド事業の支援の全部の廃止に係るものがあつたときは、当該フィールドコーディネート団体の認証は、失効する。

2 大阪府知事及び大阪市長は、前条第1項の事業実績報告書の提出がないとき又は前条第3項の規定により改善を求めたにも関わらずフィールドコーディネート団体における改善がないと認めるときは、大阪府知事及び大阪市長の協議により、その認証を取り消すことができる。

3 大阪府知事及び大阪市長は、フィールドコーディネート団体が第2条第2項第2号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、大阪府知事及び大阪市長の協議により、その認証を取り消すものとする。

4 大阪府知事及び大阪市長は、前2項の規定により認証の取消しをしようとするときは、当該フィールドコーディネート団体から書面又は口頭による意見聴取を行うものとする。

5 大阪府知事及び大阪市長は、第2項又は第3項の規定による取消しを行った場合は、様式第9号により、取消しを行った旨を通知する。

6 大阪府知事及び大阪市長は、第1項の規定により認証が失効したとき、又は第2項若しくは第3項の規定による取消しをしたときは、公表されている認証状況一覧から当該法人又は事業共同体等の名称を遅滞なく削除しなければならない。

(支援の内容)

第7条 フィールドコーディネート団体は、第2条の申請内容(第4条により変更の申請等を行った場合は変更後の内容)に基づき支援を行う。ただし、フィールド事業の内容に照らして、支援を行えない合理的理由がある場合はこの限りでない。なお、具体的支援内容は、フィールドコーディネート団体とフィールド事業を行う企業等が協議の上、決定する。

(助言、協力等)

第8条 大阪府知事及び大阪市長は、本要綱に定める事項に関し、大阪スーパーシティ認証登録制度の推進に係る協定を締結した者に対して、助言その他協力を求めることができる。

(認証の特例)

第9条 「大阪スーパーシティ協議会規約」において、「国家戦略特別区域法第2条第1項の規定により政令で定める大阪府大阪市の区域の関係者」として定める者のうち、グラングリーン大阪開発事業者JVについては、当該JVが開発する区域(うめきた2期)に関するフィールドコーディネート団体とする。

2 「大阪スーパーシティ全体計画」において、フィールドとして位置づけられている夢洲に係る認証については、夢洲2期区域開発事業者が決まったときに、そのあり方を大阪府知事と大阪市長で協議する。

(その他)

第 10 条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行に関し必要な事項は、大阪府知事及び大阪市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。

特 区 第 号  
大 都 統 第 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者職・氏名 様

大阪府知事  
大阪市長

大阪スーパーシティフィールド認証について（通知）

年 月 日付けで申請のありました「大阪スーパーシティフィールド認証」（新規申請・変更申請）について、大阪スーパーシティフィールド認証要綱第2条の規定により、次のとおり通知します。

記

1. 結果  
認証
2. 認証内容  
申請書のとおり

様式第2号（第2条第2項関係）

特 区 第 号  
大 区 統 第 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者職・氏名 様

大阪府知事  
大阪市長

大阪スーパーシティフィールド認証について（通知）

年 月 日付で申請のありました「大阪スーパーシティフィールド認証」（新規申請・変更申請）については下記の理由により認証いたしませんので、大阪スーパーシティフィールド認証要綱第2条の規定により通知します。

（理由等）

# 大阪スーパーシティフィールド認証申請書

年 月 日

大阪府知事様  
大阪市長様

申請者 住所又は居所  
ふりがな  
氏名  
電話番号 ( )

大阪スーパーシティのフィールドの認証を受けたいので、大阪スーパーシティフィールド認証要綱第2条の規定により、次のとおり申請します。

認 証 を受けよう とする 法人に係る 事 項	名 称		
	代 表 者 職 ・ 氏 名		
	法人の主たる事務所の所在地		
	※フィールド事業を支援するための 事業所等の所在地		
	担 当 者	職 ・ 氏 名	
		連 絡 先	TEL（直通）：
F a x：			
		E - m a i l：	
フ ィ ー ル ド 活 動 に 係 る 事 項	※ 対 象 地 域 の 範 囲		

	<p>※提供可能なフィールド事業の支援</p>	
	<p>備 考</p>	

<p>添 付 書 類</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営体制表（実際に事業に参加する人員数及び全員の氏名並びに連絡窓口がわかるもの）</li> <li>2. 対象地域図</li> <li>3. 直前3年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書</li> <li>4. 様式第4号</li> <li>5. 様式第5号（関係機関が事業共同体等に参加しない場合のみ提出。）</li> </ol>
----------------	--

（注）申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

書類の添付に当たっては、上記記載の書類に加え、その他添付すべき書類があれば添付すること。

※フィールド事業を支援するための事業所等の所在地、対象地域の範囲、提供可能なフィールド事業の支援の内容に変更があるときは、様式第6号により事前に申請を行い、大阪府知事・大阪市長の認証を受けてください。（それ以外の変更については、変更から10日以内に様式第7号により届出を行ってください。）

## 誓 約 書

申請者(申請を行う者のほか、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)は、「大阪スーパーシティフィールド認証要綱」(以下、「本要綱」という。)に規定する第2条第2項第2号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、第4条及び第5条、その他本要綱に定める事項を遵守することを誓約します。

大 阪 府 知 事      様

大 阪 市 長      様

年      月      日

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

(事業共同体の場合は、代表企業が提出すること。)

## 同意書

協力申出者

(名称)

(代表者職・氏名)

様

(所在地)

このたび、貴団体が、大阪スーパーシティのフィールド活動の支援を行うにあたり、

フィールドを管轄する行政機関

フィールドに係る地権者

として協力することに同意します。

年 月 日

協力同意者

(名称)

(所在地)

(代表者職・氏名)

(担当者職・氏名及びその連絡先)

大阪スーパーシティフィールド認証 変更申請（軽微以外）

年 月 日

大阪府知事様  
大阪市長様

申請者 住所又は居所  
ふりがな  
氏名  
電話番号 ( )

大阪スーパーシティのフィールドにかかる、申請の内容を変更したいので、  
大阪スーパーシティフィールド認証要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

		変更前	変更後
フィールド事業を支援するための事業所等の所在地			
フィールド活動に係る事項	対象地域の範囲		
	提供可能なフィールド事業の支援		

	そ の 他 変 更		
備 考			
<p>(注) 申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>変更のない項目については、空欄もしくは変更なしと記載すること。</p> <p>書類の添付に当たっては、上記記載の書類に加え、その他添付すべき書類があれば添付すること。</p>			

大阪スーパーシティフィールド認証 廃止届  
変更(軽微)届

大阪府知事様  
大阪市長様

申請者  
住所  
(ふりがな)  
氏名  
電話番号 ( )

大阪スーパーシティのフィールドにかかる、  
事業の支援の全部を令和 年 月 日付で廃止したので、  
住所その他軽微な事項を令和 年 月 日付で変更をしたので、  
大阪スーパーシティフィールド認証要綱第4条第3項の規定により、次のとおり届出します。

※該当箇所を記載してください

事業の全部廃止	廃止理由・経緯	
---------	---------	--

		変更前	変更後	
軽微変更 (該当箇所を記載)	名称			
	代表者職・氏名			
	法人の主たる事務所の所在地			
	その他の軽微変更			
	担当者	職・氏名		
		連絡先	TEL(直通):	
Fax:				
Email:				

添付書類 あり（内容： ）  
なし

注) 申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

変更のない項目については、空欄もしくは変更なしと記載すること。

書類の添付に当たっては、上記記載の書類に加え、その他添付すべき書類があれば添付すること。

# 令和〇年度 事業実績報告書

1. 申請者の概要

申請者	団体名		
	代表者職・氏名		
	所在地		〒 -
	担当者	職・氏名	
		連絡先	TEL（直通）：
			Fax：
	E-mail：		

2. 実績報告（〇〇年〇月～〇〇年〇月）

報 告 項 目	適	否
報告対象年度において大阪スーパーシティ登録企業等のフィールド事業を支援した		
① フィールド事業に必要な具体的な場所の確保及びその提供を行った		
② フィールド事業に必要な①以外の支援を行った		

3. その他

備 考	
-----	--

様式第9号（第6条第5項関係）

特 区 第 号  
大デ統第 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者職・氏名 様

大阪府知事  
大阪市長

大阪スーパーシティフィールド認証の取消について（通知）

年 月 日付で、特区第○号及び大デ統第○号により通知した大阪スーパーシティフィールド認証について、下記の理由により認証を取消しましたので、大阪スーパーシティフィールド認証要綱第6条第5項の規定により通知します。

（取消理由等）